

別紙

インターネット接続サービス料金表

1. 通 則

(届出料金表の適用)

(1)インターネット接続サービスに関する料金及び工事に関する費用は、この料金表に規定するほか、電気通信事業法施行規則第19条の2に基づき当社が別に定めるところに適用します。

(料金等の変更)

(2)当社はインターネット接続サービスに関する料金及び工事に関する費用を変更することがあります。この場合は、変更後の料金及び工事に関する費用になります。

(消費税相当額の加算)

(3)約款の規定により、料金表に定める料金について支払いを要する額は、料金表により算出された請求額の合計に消費税額を加算した額とします。

(料金等の減免)

(4)当社は、災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、本料金表及び約款の規定に関わらず、臨時にその料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

2. 利 用 料 金

2-1 適用

利用料の適用については、契約約款第24条(利用料金等の支払義務)に定めるところによります。この場合において、約款同条により支払いを要する料金の額は、2-3(料金額)規定の額に消費税相当額を加算した額とします。

2-2 用語の定義

次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	機 能
電子メール機能	電子メール(メールのアドレス(以下「メールアドレス」といいます。))を使用して当社に設置するメール蓄積機能によりメールの蓄積、再生又は転送等を行う事ができるサービス
ホームページ機能	契約者が、ホームページ(情報公開のためのデータベースをいいます。以下同じとします。)を使用して当社に設置する情報蓄積機能により情報の蓄積及び公開を行う機能

2-3. 料金額

(1)登録料 5,000円 (各コース共通)

(2)利用料

種 類	内 容	月額利用料
1メガコース	最大下り 1Mbps、最大上り 1Mbpsの符号伝送が可能なもので、ケーブルモデム1台に対して、加入者の端末設備でIPアドレスを必要とする端末を1台まで接続可能とするサービス。	1,980円
8メガコース	最大下り 8Mbps、最大上り 2Mbpsの符号伝送が可能なもので、ケーブルモデム1台に対して、加入者の端末設備でIPアドレスを必要とする端末を1台まで接続可能とするサービス。	3,400円
30メガコース	最大下り 30Mbps、最大上り2Mbpsの符号伝送が可能なもので、ケーブルモデム1台に対して、加入者の端末設備でIPアドレスを必要とする端末を1台まで接続可能とするサービス。	4,500円
各コース共通	1契約回線にメールアドレス 2GBまで利用可能 1契約回線にホームページ60MBまで利用可能	月額利用料に含む

3.付加機能使用料

3-1.適用

付加機能使用料の適用については、契約約款第24条(利用料等の支払い義務)に定めるところによります。この場合において、契約約款同条により支払いを要する料金の額は、3-2(3)(付加機能使用料金額)の規定に消費税相当額を加算した額とします。

3-2.付加機能の種類

(1)メールアドレス追加機能

あらかじめ契約者に割り当てたメールアドレスの他にメールアドレスを追加する機能

(2)ホームページ利用機能

契約者がホームページ容量を利用する機能

(3)IPアドレス追加機能

加入者の端末設備に対してあらかじめ割り当てられた専用のIPアドレスを利用する機能

3-3.提供条件

(1)メールアドレス追加機能

- ① 当社は1の契約回線につき当社が別に定める数までのメールアドレスを追加します。
- ② 当社は契約者からの請求があったときは、当社が別に定めるところにより、メールアドレスの追加、変更、その他電子メールの利用内容の変更を行います。
- ③ 電子メールとして蓄積できる通信の情報量、及び情報の蓄積期間は当社が別に定めるところによります。
- ④ 当社は、技術上又は業務遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更していただく事があります。
- ⑤ ④の規定により、メールアドレスを変更するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。

(2)ホームページ利用機能

- ① 当社は、1の契約者回線につき当社が別に定める数までのホームページ容量を提供します。
- ② 当社は契約者からの請求があったときは、当社が別に定めるところにより、ホームページ容量の追加、変更、その他ホームページ容量に関する内容の変更を行います。

(3)IPアドレス追加機能

当社は、契約者からの請求があった場合は、1の契約につき当社が別に定めるIPアドレスの追加割り当てを行います。

(4) 付加機能使用料金額

区 分	内 容	単 位	利用料(月額)
メールアドレス追加	基本サービスにおいて、既に付与された電子メールアドレスを追加する費用	1加入者回線毎5アドレス(2GB)まで可能	利用料に含む
IP アドレス追加	契約者の請求によりIPアドレスを追加取得する費用	1加入契約者回線毎3アドレスまで可能	1,000円

4.解除料

4-1.適用

契約解除料の適用については、契約約款第6条(最低利用期間)に定めるところによります。
この場合において、契約約款同条により支払いを要する料金の額は、4-2(契約解除料金額)の規定に消費税相当額を加算した額とします。

4-2.契約解除料金額

最低利用期間を経過する前に契約が解除された場合は、解除のあった日の翌日から当該最低利用期間の末日までの期間に対応する利用料を一括して支払っていただきます。

附 則

(実施期日)

この料金表は、平成12年12月1日より実施します。

附 則(平成13年 8月24日届出)

(実施期日)

この料金表は、平成13年 9月1日より実施します。

附 則(平成14年 3月19日届出)

(実施期日)

この料金表は、平成14年 4月1日より実施します。

附 則(平成14年12月20日届出)

(実施期日)

この料金表は、平成15年 1月 1日より実施します。

附 則(平成15年 7月 7日届出)

(実施期日)

この料金表は、平成15年 7月15日より実施します。

(契約に関する移行措置)

この改定規定実施の際 現に当社のインターネット接続サービス契約約款の規定により次の種類の契約を当社と締結している者はこの改定規定実施の日において自動的に移行します。

移行前	移行後
ベーシックコース	8メガコース
メガコース	30メガコース

(料金等の支払いに関する経過措置)

改定規定実施前に、インターネット接続サービス契約約款の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお従前の通りとします。

(この改定規定実施前に行った手続きの効力等)

この改定規定実施前に旧料金の規定により行った手続きその他の行為は、この改定規定に基づいて行ったものとみなします。

附 則

(実施期日)

この料金表は、平成24年4月1日より実施します。

附 則

(実施期日)

この料金表は、平成26年4月1日より実施します。